

事業名	子ども発達支援事業
基本目標	①だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり
施策の方向性	4) 特別な支援や保護を要する子どもや家庭への地域ぐるみの対応
主な施策	特別支援の対象となる子どもの育ちの支援
担当課	障害者福祉課

### 1. 事業の主目的

発育・発達に関して支援の必要な子どもに対する早期発見や早期療育体制を整備します。また成長段階に応じて継続的な支援や相談ができるよう事業の充実を図ります。

### 2. 事業の背景または経緯

平成18年度障害者自立支援法の施行により、「障害者基本計画」を策定。その検討の中で療育支援体制の見直しを行い、手帳の対象とならない発達障害児への療育についての検討。その結果、同法による児童デイサービス事業として、平成19年度、発達障害に特化した児童デイサービス「コンパス」を立ち上げ療育事業を開始することとしました。翌年、当時児童課所管『子育て支援センター』に位置づけられていた障害相談機能を品川児童学園に移し、平成21年度相談員を充実させる形で「子ども発達相談室」を本格実施させました。発達障害児の支援については、成長段階に合わせて支援が必要になるとして、平成20年度より「思春期サポート事業」を親の会が母体となったNPO法人に委託して実施することとしました。  
平成24年4月障害者自立支援法・児童福祉法の改正により、品川児童学園は児童発達支援センターの位置付けに、児童デイサービスは児童発達支援および放課後等デイサービスへと変更になっています。

### 3. 事業概要及び実績

#### 概要

- (1) 早期発見、早期支援による療育事業の充実
  - ・品川児童学園(児童発達支援センター)・・・乳児期から就学前までの知的障害児に対する療育
  - ・品川区児童発達支援・放課後等デイサービス(COMPASS)
    - ・・・発達障害に特化した療育事業(グループによる療育プログラム)
  - ・児童発達支援・放課後等デイサービス(ちびっこタイム品川)・・・知的障害児対象の療育事業
- (2) 発達・発育に関する相談体制、拠点の整備
  - ・品川区子ども発達相談室・・・発達・発育に支援の必要な子どもを対象にした専門療育相談。
- (3) 発達障害児を対象とした思春期サポート事業の実施
  - ・発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」 ※発達特性のある思春期の子供をもつ親の相談及び、本人支援。

#### 実績

##### (1) 療育事業

◆品川児童学園(障害児通所支援(旧知的障害児通園施設))(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
◆登録利用者数	20	21	27

◆児童発達支援・放課後等デイサービス (単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
◆登録利用者数	127	155	192

##### (2) 品川区子ども発達相談室 (単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
◆相談総数	1,166	1,654	3,120

##### (3) 発達障害・思春期サポート事業 (単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
◆サポート事業(継続者)	50	72	139

事業名	品川区要保護児童対策地域協議会
基本目標	①だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり
施策の方向性	4)特別な支援や保護を要する子どもや家庭への地域ぐるみの対応
主な施策	保護を要する児童への迅速な対応、地域による見守りの強化
担当課	子育て支援課

### 1. 事業の主目的

要保護児童等の早期発見とその適切な保護、また子ども家庭支援の充実を図るために、品川区要保護児童対策地域協議会を設置し、児童に関する情報を共有、適切な連携のもとで対応します。

### 2. 事業の背景または経緯

児童虐待事件が社会問題化するなか、平成17年4月施行改正児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律により、区が児童相談の第一義的な窓口ならびに児童虐待の通告先となり、要保護児童対策地域協議会の設置努力義務も法定化されました。このため、児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会として平成18年7月に品川区こども家庭あんしんねっと協議会を設置。さらに、品川区においては、児童、高齢者および障害者に対する虐待、配偶者暴力などの早期発見やその被害者の適切な保護又は支援を図るとともに、関係機関が連携を強化し、虐待のない地域社会を創設することを目的として、平成24年4月27日品川区虐待防止ネットワーク推進協議会を設置し、品川区要保護児童対策地域協議会(品川区こども家庭あんしんねっと協議会)を兼ねることが規定されました。

### 3. 事業概要及び実績

#### 概要

#### (1)協議会の運営充実

要保護児童等に関する情報交換や適切な保護、支援を図るために協議を行います。

◆構成機関：東京都品川児童相談所、民生児童委員協議会・主任児童委員部会、医師会、歯科医師会、警察署、人権擁護委員会、保護司会、小中学校、保健所、保健センター、保育園・幼稚園、子育て支援センター等

#### (2)協議会ケース会議の内容充実

要保護児童等に関する個別具体的な支援のために協議会ケース会議を開催し、関係機関との緊密な連携、役割分担を行い、きめ細かな支援につなげる会議運営を行い内容の充実を図ります。

#### 実績

#### ◆ケース会議開催数、対象児童数

(単位：回、人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
◆開催数	10	11	24
◆対象児童数	14	13	33

#### ◆児童家庭相談件数

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
◆児童家庭相談	470	524	501
うち虐待相談	188	226	199

事業名	就学前乳幼児教育
基本目標	②すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり
施策の方向性	1) 生きる力を育む幼児からの教育の推進
主な施策	保育・教育施設における幼児教育の充実と体系化
担当課	保育課

### 1. 事業の主目的

保育園・幼稚園のメリットを融合させ施設の有効活用および効率的な運営を図ります。また就学前のすべての子どもが等しく質の高い乳幼児教育を受けられる環境づくりおよび基盤整備を行い、小学校への円滑な接続を図ります。

### 2. 事業の背景または経緯

家庭や地域の子育て力の低下が指摘される背景のもと、保育園や幼稚園が率先して家庭や地域、学校と連携し規範意識などの学びの機会を提供するために、幼保一体施設や認定こども園の開設、保育・教育内容の向上、保幼小交流事業の実施等を通じて就学前乳幼児教育事業の推進を図ってきました。今後は子ども・子育て支援新制度にともない、事業内容の検討を進めます。

### 3. 事業概要及び実績

#### 概要

#### (1) 幼稚園・保育園の保育・教育内容の向上

保育園・幼稚園の区別なく等しく質の高い保育・教育が受けられるよう策定した、乳幼児教育実践のてびき「改訂 のびのび育つしながわっこ」を実践しています。

#### (2) 保幼小交流事業の充実

保育園・幼稚園児が近隣の小学校と交流し、自然な形で学校環境に慣れ親しむことで、小学校への円滑な接続を図り、生活や学びの連続性を保ちます。

#### (3) 幼保一体施設の運営(区立5園、公設民営1園) 0～3歳児(または、0～5歳児)クラスを保育園、4～5歳児クラスを幼稚園として一体的に設置し、保育園と幼稚園が連携して運営しています(※公設民営施設は、0～2歳児を保育園、3～5歳児を幼児教育施設として運営)。

#### 実績

#### (1) 幼稚園・保育園の保育・教育内容の向上

乳幼児教育実践のてびき「改訂 のびのび育つしながわっこ」に基づき保育・教育を行っています。平成23年度から保幼小交流を進めたスクール・ステイ事業を開始し、平成24年度は小学校12校、保育園12園で実施しました。

#### (2) 保幼小交流事業の充実

##### ◆実施施設数

(単位:園、校)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公私立保育園	45	47	47
公私立幼稚園	20	30	23
区立小学校	38	38	38

#### (3) 幼保一体施設の整備・運営

平成14年9月に二葉すこやか園、平成16年6月にぶりすくーる西五反田(公設民営)、平成18年6月にのびっこ園台場、平成22年6月に第一日野すこやか園、平成23年6月に北品川すこやか園、平成25年4月に平塚すこやか園を開設し、運営しています。また、二葉すこやか園は小中一貫校の併設施設として平成25年4月にリニューアルオープンしました。

事業名	小中一貫教育
基本目標	②すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり
施策の方向性	1)生きる力を育む幼児からの教育の推進
主な施策	魅力ある公立学校教育の推進(特色ある学校教育の実践)
担当課	指導課

### 1. 事業の主目的

小・中学校9年間を見通した連続性・継続性のある教育活動の中で確かな学力、豊かな社会性・人間性を身に付けるとともに、一人一人の個性や能力を伸ばすため、「品川区小中一貫教育要領」に基づいた小中一貫教育を推進します。

### 2. 事業の背景または経緯

平成12年度より教育改革「プラン21」に取り組んできた中で、変われなかった学校の体質を変換し、教員の意識改革を図り、学校経営のあり方そのものを見直すために、「学校選択制」の導入、「外部評価制度」と「学力定着度調査」を行ってきました。その上で、義務教育9年間を通して系統的な教育活動を実現する小中一貫教育を導入しました。

### 3. 事業概要及び実績

#### 概要

- (1)新小中一貫教育要領の実施  
学習指導要領の改訂、およびこれまでの実践の成果と課題を踏まえて改定した新小中一貫教育要領を確実に実施し、学力向上と豊かな人間性の育成を行う。
- (2)保幼小連携の推進  
小1プロブレムを未然に防ぎ、保幼小の学びを連続させるため、区独自の「ジョイント期カリキュラム」を全園・校で実施
- (3)区固有教員の採用  
平成21年度から平成25年度まで、区独自で教員を採用し、小中一貫教育を円滑・継続的に推進する教員を育成
- (4)全国学力・学習状況調査の全校実施  
小中一貫教育の成果と課題を検証し、今後の教育指導や施策の改善に役立てるため、全校で実施
- (5)その他  
教材の充実、市民科や小学校英語科の充実、ステップアップ学習・習熟度別学習の充実、教職員研修の充実

#### 実績

- (1)平成20年度
  - ・専門外部評価制度の導入校を拡大。・小中一貫校八潮学園を開校。
  - ・区固有教員の採用選考に向けた制度を確立。・小中一貫教育全国サミットを伊藤学園で開催。
- (2)平成21年度
  - ・保幼小ジョイント期カリキュラムのモデル実施。・区固有教員の任用開始(5人採用)。
- (3)平成22年度
  - ・区固有教員の3人採用。・小中一貫校荏原平塚学園を開校。
  - ・小中一貫教育要領の改訂および改定に伴う副教科書等の作成
  - ・小中一貫教育全国サミットを日野学園で開催。・保幼小ジョイント期カリキュラムの完成
- (4)平成23年度
  - ・区固有教員の3人採用。
  - ・小中一貫校品川学園を開校。・スチューデントシティ・ファイナンスパークの再開。
  - ・小中一貫教育要領(小学校部分)の実施。
- (5)平成24年度
  - ・区固有教員の1人採用
  - ・小中一貫教育要領(中学校部分)の実施
  - ・モデル校による小中一貫教育カリキュラム開発の実施

事業名	すまいるスクール
基本目標	②すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり
施策の方向性	2)学校等子育て環境の整備
主な施策	地域との連携による育成拠点の整備
担当課	子育て支援課(平成24年度までは庶務課)

### 1. 事業の主目的

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、子どもが安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全小学校に開設し、学校や地域のボランティア、PTAの協力を得ながら、多彩な事業を展開します。

### 2. 事業の背景または経緯

平成13年度にすまいるスクール第二延山を立ち上げ、その後平成18年度には全校展開をしています。その間、平成16年度から順次学童保育施設を廃止しながら、すまいるスクールでその役割を担ってきました。もともと学童保育は、就労家庭だけを対象とした事業でしたが、すまいるスクールは厚生労働省の学童保育機能と、文部科学省の放課後子ども教室を一体化した運営を行う放課後子どもプランのモデル的事业です。

### 3. 事業概要及び実績

#### 概要

#### (1)すまいるスクールの充実

学校の授業と連携して算数と国語の復習を行う「勉強会」、児童が自習や遊び、スポーツを自由に行う「フリータイム」、地域のボランティアの方々の協力を得て運営する、英会話・パソコン・囲碁などの「教室」を実施します。

#### (2)区民および地域団体等との協働

すまいるスクールの運営を地域ボランティアやNPO法人、大学等との協働により充実していきます。

#### 実績

#### (1)すまいるスクール登録者数等

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
全児童数	13,042	13,178	13,230	
登録児童数	9,108	9,316	9,320	
登録率	69.8%	70.6%	70.4%	
学年別	1年生	98.8%	99.5%	98.8%
	2年生	95.0%	95.5%	94.7%
	3年生	85.1%	85.8%	85.5%
	4年生	66.3%	68.7%	69.1%
	5年生	42.8%	45.4%	44.0%
	6年生	27.1%	26.6%	25.0%
1日あたり平均参加者数	63.2	69.1	65.3	

※各年度末現在

#### (2)地域ボランティアによる教室回数

(単位:回)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
教室回数	3,622	3,695	3,603

事業名	子どもを見守る地域ネットワーク（近隣セキュリティシステム）
基本目標	②すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり
施策の方向性	3) 地域で取り組む青少年の育成
主な施策	子どもを守る地域体制づくり
担当課	地域活動課

### 1. 事業の主目的

家庭・学校・地域の協力者と警察等の協力による子どもたちの安全の確保および、地域の防犯ネットワークづくりを推進します。

### 2. 事業の背景または経緯

子どもを狙う犯罪が多発する近年の状況下、品川区では平成15年に全小学生に防犯ブザーを配付するなど、早くから積極的な防犯対策に取り組んできました。

区への対応とほぼ同時期に、区内民間企業技術者によるNPO法人「ものづくり品川宿」より、情報技術を使って子ども安全に寄与できるシステムを開発したいとの要望があり、区と地域住民が一丸となった安全対策システムの実現を目指し、区で開発費等の支援を決定し開発完成させたものです。

### 3. 事業概要及び実績

#### 概要

(1) まもるっちの貸与  
全区立小学生と国私立小学生のうち希望者に、GPS・携帯電話機能つき緊急発報装置「まもるっち」を貸与しています。

(2) システムの運用  
通報への一時対応は区のシステムセンターにて行い、内容によって保護者・学校・協力者・生活安全パトロール・警察に対応を依頼します。

(3) 協力者ネットワークの維持  
発報時に対応をする地域の協力者を募集するほか、協力者意識の維持・啓発のために研修等を実施しています。

#### 実績

(単位:人、件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
◆まもるっち貸与数	13,134	13,323	13,418
◆緊急発報件数	21	16	24
◆協力者数	13,033	12,978	12,307

※各年度末現在

事業名	ティーンズプラザ
基本目標	②すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり
施策の方向性	3)地域で取り組む青少年の育成
主な施策	地域に根ざした育成の取り組み促進
担当課	子育て支援課

### 1. 事業の主目的

青少年が集い、活発に活動できる場として児童センターを整備し、中高生の居場所として魅力のある施設とします。

### 2. 事業の背景または経緯

中高生が地域の公園や、コンビニにたむろし、問題行動視される現状があります。中高生のために用意された公的施設がほとんど無い中、児童センターを中高生に魅力ある施設として改修し、健全な居場所を確保するとともに指導育成していくことが求められています。

### 3. 事業概要及び実績

#### 概要

9カ所ある中高生の活動拠点「ティーンズプラザ」において、スポーツや地域活動など活発な活動への支援や、友人と集い、憩える場を提供します。また、思春期における様々な悩みに応じ、適切な指導・助言を行っていきます。

#### 実績

ティーンズプラザ利用者数(中高生入館者数)

(単位:カ所、人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
◆施設数	9	9	9
◆中高生入館者数	75,042	65,357	65,844